

高浜市議会「議会報告会」を開催いたします。

- 【と き】 平成25年5月11日（土）午後6時から（午後5時30分開場）
【ところ】 中央公民館 3階 会議室
【内 容】 平成24年12月定例会、平成25年3月定例会及び各委員会で審査された内容について

※事前申し込みなどございませんので、お気軽にご参加ください。

高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正

- 地方自治法の一部改正により、「政務調査費」が「政務活動費」に名称改正されたことと政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないこととされたことなどに伴い、議員提案により全会一致で可決されました。
- 主な内容としては、まず政務活動費の交付対象者としては、会派に交付され、交付額については、一會派につき、当該会派の所属議員数に応じて、月額1万5千円を乗じて得た額を交付することを定めています。
- 次に、政務活動費は、会派が行う次の政務活動に要する経費に充てることができることを定めています。
- ・ **調査研究費**
会派の行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
 - ・ **研修費**
会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
 - ・ **広報費**
会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
 - ・ **広聴費**
会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
 - ・ **会議費**
会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
 - ・ **資料作成費**
会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
 - ・ **資料購入費**
会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
 - ・ **事務費その他の経費**
会派の政務活動のために必要な消耗品等の購入に要する経費、その他会派の政務活動のために必要な右記以外の経費
- 以上のほか、会派は政務活動費に関する経理責任者を置かなければならないこと。経理責任者は、収支報告書と領収書を議長に提出しなければならぬこと。政務活動費に残金が出た場合返還しなければならぬこと等使途の透明性の確保について定めています。

表紙の説明

地震、台風などの災害時、または災害が予想される時、地域住民の不安を最小限にするために市民の皆さんに正確な情報を伝達するために避難場所に設置された同報系防災行政無線の放送設備の写真です。

編集後記

3月定例会は、平成25年度当初予算などの重要議案が、慎重審議され3月26日の最終日において、可決されました。今年度の「びいぶる」の編集委員会も最後となりました。次号から新メンバーとなります。ご愛読いただいた市民の皆様にご挨拶に委員一同感謝申し上げます。

編集委員

委員長 杉浦辰夫
副委員長 小野田由紀子
委員 柳沢英希
委員 黒川美克
委員 鷺見宗重